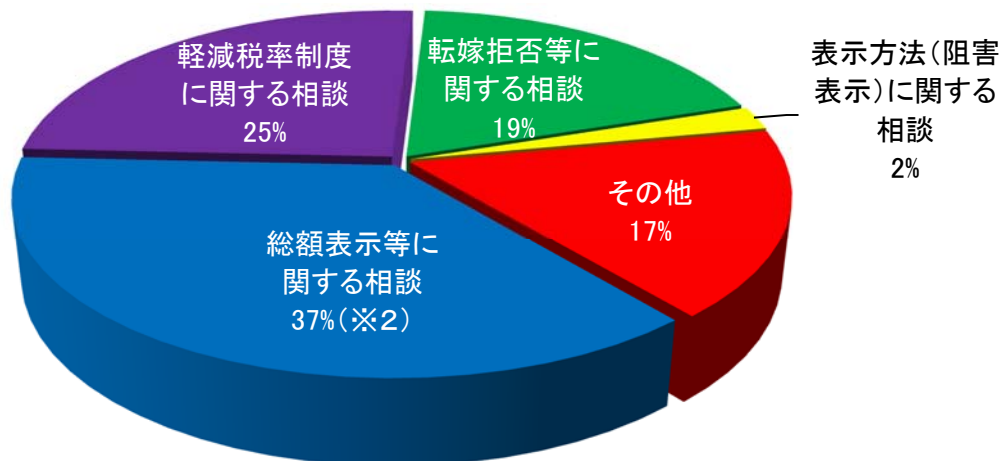


総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和 2 年 5 月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和 2 年 5 月（5/1～5/31））は以下のとおり。

1 相談件数

5 月の相談件数：電話 80 件、メール 15 件
【相談内容（全 95 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. アパレル商品のネット販売を行っています。当社は、当社のホームページ上でアパレル商品の紹介、価格表示を行っており、その価格表示は、税込価格で表示（総額表示）しています。

一方、購入者には、商品に商品タグを付けたまま送付していますが、その商品タグには税抜価格が記載されています。

この場合、総額表示義務の特例廃止後である来年4月以降は、購入者に商品を送付する際にタグを貼り替えて税込価格を表示するなどの対応が必要でしょうか。

A. 総額表示の義務付けは、課税事業者が、消費者に対して、サービスの提供や商品の販売などの取引を行う場合において、あらかじめ取引価格を表示するときに、税込価格で表示すること（総額表示）を義務付けるものです。

御質問の場合におけるホームページ上の価格表示については、不特定かつ多数の消費者に対してあらかじめ取引価格を表示するものであるため、総額表示義務の対象となります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件
※2 うち総額表示に関する相談が40%、消費税一般に関する相談が60%

一方で、購入後に購入者に送付する商品にタグが付いていたとしても、それは、不特定かつ多数の消費者に対してあらかじめ取引価格を表示するものではないため、総額表示義務の対象とはなりません。

したがって、御質問の場合においては、総額表示義務の観点からは、タグの貼替えなどの対応は不要です。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人(資本金3億円以下)です。取引先の法人と税込価格(消費税率8%)で年間の業務委託契約を締結しました。契約期間中に消費税率の引上げがありました。そのまま消費税率8%の税込価格で請求し、既に代金を受領しています。その後、税務署に確認して当該取引の消費税率が10%であることが分かったのですが、差額の2%分は請求できるでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったとき」として問題となります。

同法上の特定事業者が、同法上の特定供給事業者からの請求を受けて、契約に基づき、既に1年分の対価を8%で支払っていたとしても、そのことのみでは、合理的な理由があることにはなりません。

「買ったとき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

Q. 消費税転嫁対策特別措置法に定められている「本体価格での交渉の拒否」について、なぜ拒否してはいけないのか教えていただけますか。

A. 売手(消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者)が本体価格(税抜価格)で交渉を行い当該交渉で定まった価格に消費税分を上乗せした価格で取引をしたい旨申し出た場合に、買手(同法上の特定事業者)がこれを拒否して税込価格での交渉をすることを認めれば、例えば、買手は売手に税率引上げ前における税込価格を押し付けやすくなる懸念があります。このような懸念を踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、買手による本体価格での交渉の拒否を規制対象としたものです。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、飲食店を営んでおります。新型コロナウイルスの影響を受けてお昼の時間に、料理とお酒のセットのテイクアウト販売(税抜1,000円)を始めることとしました。このセットのテイクアウト販売についての適用税率は、どのように考えればよろしいでしょうか。

A. 軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除きます。以下「食品」といいます。)をいい、一定の要件を満たす「一体資産」を含みます。

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもので「一体資産」としての価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」の譲渡は原則として軽減税率の適用対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品として、その譲渡全体につき軽減税率が適用されます。

① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること。

② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること。

なお、ここでいう合理的な方法とは、例えば、(1) 一体資産の売価のうち、食品の売価の占める割合や、(2) 一体資産の原価のうち、食品の原価の占める割合による方法があります。

御質問のように、いわゆるテイクアウト(持ち帰り販売)を行う場合で、販売するセット商品が、食品とお酒(食品以外の資産)をあらかじめ一つの商品としたものであり、そのセット商品の価格のみを提示している場合、当該セット商品は一体資産に該当し、上述のいずれの要件も満たすものであれば、飲食料品として軽減税率の対象となります。

なお、消費税の適用税率について、個別具体的な判断を必要とされる場合は、所轄の税務署にお問い合わせください。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160